

原議保存期間	5年(令和12年3月31日まで)
有効期間	一種(令和12年3月31日まで)

警視庁生活安全部長 殿
各道府県警察本部長
(参考送付先)
警察大学校生活安全教養部長
各管区警察局広域調整担当部長
各 方 面 本 部 長

警察庁丁保発第161号
令和6年12月25日
警察庁生活安全局保安課長

登録刀剣類の適正な取扱いについて(通達)

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第14条の規定により、都道府県の教育委員会の登録を受けた刀剣類の携帯及び運搬については、同法第21条が「正当な理由がある場合」を除く携帯運搬を禁じており、同条における「正当な理由」については、刀剣類の登録制度の趣旨が美術品として価値のある刀剣類を保護し、活用することにあることを踏まえ、社会通念に照らして判断すべきとされているところであるが、「正当な理由がある場合」に該当するか否かの判断については、別添「登録刀剣類の携帯運搬に係る「正当な理由」の判断について」のとおりであるので、登録刀剣類の適正な取扱いがなされるよう、各都道府県教育委員会と連携し、事業者に対する指導等、必要な措置を講じられたい。

なお、別添「登録刀剣類の携帯運搬に係る「正当な理由」の判断について」については文化庁と協議済みである。

登録刀剣類の携帯運搬に係る「正当な理由」の判断について

1 基本的な考え方

登録刀剣類の携帯及び運搬については、銃砲刀剣類所持等取締法第21条が、「正当な理由がある場合」を除く携帯運搬を禁じており、同条における「正当な理由」については、刀剣類の登録制度の趣旨が美術品として価値のある刀剣類を保護し、活用することにあることを踏まえ、社会通念に照らして判断すべきとされているところ、剣道又は居合道の高段者が形を演じるため、又はその練習のために登録刀剣類を携帯運搬することや、刀匠が刀剣類の製作に当たりその状態を確かめるために試し斬りをする事等については、その正当性を認めることとしている。

一方で、登録刀剣類の携帯運搬に関し、文化を名目にした営利活動である場合や、危害予防上の支障がある場合には、正当な理由があるものとは認められず、原則として許容されないと解すべきである。

2 判断にあたっての指針

適切な資格や技術を有さない者が、一時の遊興のため、登録刀剣類を使用する等の行為は、危害予防上の支障があるほか、美術品として価値のある刀剣類についての登録制度の趣旨を逸脱しており、登録刀剣類を「正当な理由」に基づいて使用する行為とは言えず、原則として許容されない。

したがって

- 剣道又は居合道の高段者が形の一類型として登録刀剣類で形を演じ、藁等を切断する行為
- 刀匠が刀剣類の製作・研磨・修理・鑑定等をするにあたり、登録刀剣類等の状態を確認するために物体を切断する行為
- 公衆の観覧の用に供する博物館等において、登録刀剣類等を固定する等、危害予防上の措置を講じた上で、来館者等が登録刀剣類に触れ、重みや感触を体感する行為
- 地方自治体又はこれに準ずる団体等が開催する公共性の強い行事や祭礼等の伝統行事、芸能の公演等において、文化の保存・振興のため、危害予防上の措置を講じた上で、主催者等が登録刀剣類を使用して物体を切断する行為

等、登録制度の趣旨に沿った行為に限り「正当な理由」に基づいた使用として認められるが、これら以外に、正当な所持者や刀匠とは異なる不特定多数の観光客等が、一時の遊興目的により登録刀剣類を使用する行為等については、原則として許容されない。